

## 使用料

(契約の目的)

第1条 乙は、この業務を表記期間内に別紙仕様書により、完了しなければならない。

(検査)

第2条 乙は、業務を完了したときは、直ちに届け出て甲の定める検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の届け出を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査をしなければならない。

3 乙は、甲の指定するときは、検査に立ち会うものとする。

4 乙は、前項の立ち会いをしないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

(契約代金の支払)

第3条 契約代金の支払いは、検査合格後、乙の請求に基づき甲が正規の手続を経て支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(契約内容の変更等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に通知し、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることが出来る。この場合において必要があると認められるときは、業務期間又は契約金額を変更しなければならない。

(履行期間の延期)

第5条 乙は、表記期間内に業務を完了することができない理由の発生したときは、そのつど遅滞なくその理由及び影響日数等を明記して届け出なければならない。この場合において甲は、その願い出を相当と認めたときは、期日の延期をすることができる。

(甲の催告による解除権)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第6条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (12) この契約に関して、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が談合の事実があったと認めたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第6条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（協議解除）

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。

（賠償の予定）

第8条 乙は、第6条の2第10号から第12号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第6条の2第11号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(滅失又は毀損のために生じた経費の負担)

第10条 乙は、その責に帰する事由によりこの業務に係る預かり品を滅失した場合にあっては代替品を賠償し、また毀損した場合にあってはその程度に応じた補修をしなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(協議)

第13条 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

(消費税等の額の取扱い)

第14条 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等の額に変動が生じる場合は、甲乙協議の上、契約金額の変更を行うものとする。